## (外交防衛委員会)

協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の締結

について承認を求めるの件(閣条第九号)(衆議院送付)要旨

この議定書は、サイバー犯罪に関する条約(以下「条約」という。)に関して、 同条約委員会のクラウド

証拠作業部会が、容易に国境を越えるサイバー犯罪への対策を一層強化するため、 より迅速かつ円滑な手続

による他の締約国からの電子的形態の証拠の収集を可能にするための追加議定書の策定を提言したことを受

(令和三年) 十一月十七日に欧州評議会閣僚委員会において採択さ

けて起草されたものであり、二〇二一年

れた。 この議定書は、 前文、 本文二十五箇条及び末文から成り、 主な内容は次のとおりである。

、この議定書に定める措置は、 コンピュー タ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関す

る特定 の捜査又は刑事訴 訟並びに犯罪に関する電子的形 態の 証 .拠の収集等について適用する。

各締: 約国 は、 自 国 の権限のある当局に対し、 特定の捜査又は刑事 訴訟を目的として、 他 己の締約 玉  $\mathcal{O}$ 領域

内に所在するドメイン名の登録サー を特定等するための情報を提出するよう当該団体に要請を発する権限を与え、 ビスを提供する団体が保有し、 又は管理しているドメイン名の また、 自国の領域内に所在 登録者

する団体が、 を認めるため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること等を規定している。 国内法令に定める合理的な条件に従い、 他の締約国からの要請に応じて情報を開示すること

三、各締約国は、 該 それぞれ必要な立法その他の措置をとること等を規定している。 約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理している加入者情報を開示するよう当 ス・プロバイダが、 サー ビス・プロバイダに直接命令を発する権限を与えるため、また、自国の領域内に所在するサービ 自国の権限のある当局に対し、 他の締約国からの命令に応じて加入者情報を開示することができるようにするため、 特定の捜査又は刑事訴訟のために必要な場合には、 なお、 我が国は、 議定書の締結に当た 他の締

匹、 場合には、 各締約国は、 要請を受ける締約国は、 特に迅速に要請に回答すること等を規定している。 緊急事態が存在すると認める場合には、 緊急事態が存在し、 かつ、 相互援助のための他の要件が満たされたと認める 特に迅速な相互援助を要請することができるこ

り、

この規定を適用しない権利を留保することの宣言を行う予定である。

 月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。 この議定書は、 条約の五の締約国がこの議定書に拘束されることについての同意を表明した日の後三箇